

令和5年度新幹線鉄道騒音調査業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託する新幹線鉄道騒音調査業務の受託者（以下「乙」という。）が適正かつ円滑に行うための必要な事項を定める。

I. 総則

1 目的

新幹線鉄道騒音は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）（以下、「環境基準」という。）」において、地域の類型ごとに環境基準値が定められている。

本業務は、県内の東北新幹線鉄道沿線の内、東日本旅客鉄道株式会社が騒音対策を実施した区間について、環境基準の達成状況の把握を目的とする。

2 実施期間

契約締結日から令和6年1月31日

3 準拠する法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）
- (3) 新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）
- (4) その他関係法令等

4 主任技術者

乙は本業務の意図及び目的を理解した上で、十分な知識、技術、経験を有する主任技術者を定めて甲に届け出ることとする。主任技術者は、本業務全般を統括し、技術的管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

5 成果物の著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、甲が保有するものとし、甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 成果物に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、甲に次の書類を提出しなければならない。

なお、別に指定のない場合、いずれも任意様式とする。

- (1) 着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 主任技術者届
 - ウ 実施計画書
- (2) 完了時
委託業務完了届（Ⅱ.5の成果品を添付すること）
- (3) その他、必要とする書類

7 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度乙が議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

- (2) 乙は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合や、3の法令等に変更等が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示に従い業務の円滑な実施に努めなければならない。
- (3) 乙は、甲から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、必要な書類を速やかに提出しなければならない。

8 関係官庁への手続等

- (1) 乙は、本業務の実施にあたって甲が行う関係官庁等への手続に協力するものとする。
- (2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

II. 業務内容

1 調査

(1) 事前調査

別紙の1測定地区一覧に示す各地区について、測定地点を設定するために、甲の担当者立会いの下、事前調査を行い、構造物状況、騒音対策状況、その他周辺の騒音状況等を調査する。

(2) 騒音測定

(1)の事前調査により設定した測定地点について、I. 3 (3)の新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に基づき、新幹線鉄道騒音の測定、列車速度の測定及び暗騒音の測定を行う。

測定地点については、原則として調査地区側の軌道中心から25mの地点とし、甲の担当者と乙が協議し選定するものとする。

(3) 調査時期

令和5年10月～12月の平日に行うものとする。

なお、降雨・降雪時など騒音測定が困難な天候が予想される日は測定日を変更するなど対応すること。さらに、測定開始後に騒音測定が困難な状況が発生した場合は、測定を休止し、後日再測定を行うこと。

2 評価

マニュアルに基づき、1(2)の騒音測定結果から、各測定点における評価量を算出する。

3 測定・評価結果の取りまとめ

新幹線鉄道騒音の測定・評価結果は、別紙の2に示す各様式によりとりまとめる。

4 報告書作成

調査及び評価結果を報告書としてとりまとめる。

5 成果品

(1) 報告書（A4版、1部）

ア 業務報告書（本編）

事前調査結果及び騒音評価結果を含むものとする。

イ 業務報告書（資料編）

別紙の2の各様式を含むものとする。

(2) 業務報告書（資料編）の電子データ（DVD-R等、一式）

別紙の2の各様式の電子データ（Excelファイル）とする。

1 測定地区一覧

地点 番号	測定地区（住所）	測定地点 側の軌道 （上下の別）	キロ程 （東京起点）	地域 類型
1	白河市新白河付近	上	178 K 600 M	I
2	白河市豊地付近	上	182 K 150 M	I
3	須賀川市西川付近	下	201 K 600 M	II
4	郡山市安積町日出山付近	上	210 K 000 M	I
5	郡山市安積町日出山付近	下	211 K 050 M	I
6	郡山市富久山町福原付近	下	216 K 650 M	I
7	伊達市細谷付近	上	263 K 700 M	I
8	伊達郡桑折町万正寺付近	下	265 K 900 M	II
9	伊達郡桑折町万正寺付近	上	265 K 950 M	I
10	伊達郡桑折町南半田付近	上	268 K 000 M	I

2 測定・評価結果様式一覧

様式 1 新幹線鉄道騒音 地点別調査結果一覧表

様式 2 新幹線鉄道騒音 測定位置図

様式 3 新幹線鉄道騒音 測定記録個表

新幹線鉄道騒音 地点別調査結果一覧表 (1 / 〇枚目)

都道府県名 調査者 〇〇 〇〇
 市町村名 福島県 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
 路線名 東北新幹線 E-mail 〇〇〇@〇〇〇

地点 番号	測定場所 (住所)	測定地点 側の軌道 (上下の別)	キロ程 ^{※1}	用途地域 ^{※2}	地域 類型	騒音評価値 $L_{A, Smax}$ (dB)			平均 列車速度 (km/h) ^{※3}	土木 構造物 の種類	防音壁の 有無 (高さ)	特記事項
						25 m	その他					
1	例) A市B町1-23付近 (B小学校南側)	上	12 K 345 M	第一種中高層住居専用地域	I	72	71 (12.5 m)	69 (50 m)	268	高架橋	有 (2.5 m)	
2	例) C町D4-5-6付近 (D地区)	下	67 K 890 M	無指定地域 (市街化調整区域)	II	68	—	—	256	盛土	有 (2.0 m)	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※1 キロ程：各路線における起点から当該地点までの実距離
 ※2 用途地域：別紙3-2補足資料を参考
 ※3 平均列車速度：25m地点の測定結果から算定した値

新幹線鉄道騒音 測定位置図 (地点番号 ○)

調査日：令和〇〇年〇月〇日

路線名：〇〇〇新幹線

測定場所：〇〇市〇〇付近

地域類型：I

キロ程：1235K678M

測定地点側の軌道：上り線

土木構造物の種類：高架橋

軌道の種類：スラブ軌道

<p>平面図</p> <p>● 騒音測定点 ▲ 振動測定点</p> <p>測定地点側の軌道中心から最近接住居までの距離を記録</p> <p>※ 測定点と建物等（反射物）との距離 12.5 m：約2.5 m（家屋） 25 m：約2.0 m（民家の塀）</p>	<p>測定現場写真</p> <p>○m点後方より</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 5px 0;"></div> <p>※測定点後方より全景を撮影</p> <p>●●側より</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin: 5px 0;"></div> <p>※測定点側方より全景を撮影</p>
<p>断面図</p> <p>約5.0 m</p> <p>2.0</p> <p>25 m 12.5m 0 m</p> <p>※ 測定点と軌道面との高低差：約 5.0 m ※ 騒音対策実施状況：防音壁（直型）H = 2.0 m</p>	

新幹線鉄道騒音 測定記録個表 (地点番号 ○○)

測定日：令和○○年○○月○○日

路線名：○○○新幹線 測定場所：A市B町1-23付近 (B小学校南側) 上り

地域類型：I

天気：(晴れ・曇り・小雨)

気温：○○℃

風速：○○m/s

風向：(順風・逆風)

騒音計：○○社製 型番○○

音響校正器：○○社 型番○○

暗騒音の状況： $L_{Aeq,T}$ ○○dB、 $L_{A95,T}$ ○○dB、測定の妨げとなった主な騒音源 ○○○○

※評価に用いた最大騒音レベルの値に下線を引く

列車番号	測定時刻	上下別		最大騒音レベル $L_{A, Smax}$ (dB)			列車速度		車両形式	編成両数	特記事項
		上	下	25 m	その他		秒	km/h			
					○ m	△ m					
1	10:00	○		<u>72.8</u>	<u>72.4</u>	<u>69.8</u>	5.4	267	○系+△系	16	
2	10:10	○		-	-	-	2.9	248	△系	8	欠測(自動車)
3	10:20		○	<u>73.5</u>	<u>72.8</u>	-	1.7	212	□系	4	△m点欠測(自動車)
4	10:40	○		-	-	-	5.2	277	○系+△系	16	欠測(列車すれ違い)
5	10:40		○	-	-	-	データ無	-	△系	8	欠測(列車すれ違い)
6	.										
7	.										
8	.										
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

	25 m	○ m	△ m
評価値 $L_{A, Smax}$ (dB)			
平均列車速度 (km/h)			

※ 測定列車が20本に満たない場合：その理由、状況等

記載例) 列車の運行本数が少ないため、約6時間経過した時点で得られた連続して通過する列車の測定本数は18本(欠測を除く)であったが、当該箇所では暗騒音が安定し、測定値のバラツキも比較的小さかったことから、マニュアル6.3.2の注記4の取扱いを適用し測定を終了した。